

施設利用料金表

区 分			基本利用料金					
			午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 10時まで
主ホール	入場料を 徴収しない 場合	平日	円 9,260	円 28,080	円 35,390	円 37,240	円 63,260	円 69,640
		土・日曜 休日	11,110	33,540	41,660	44,850	75,500	83,630
	入場料を 徴収する 場合	平日	15,020	44,640	55,650	59,460	100,290	111,600
		土・日曜 休日	16,770	54,000	66,960	70,670	120,860	133,200
小ホール	入場料を 徴収しない 場合	平日	2,370	5,150	6,480	7,410	11,420	12,660
		土・日曜 休日	2,880	6,280	7,620	8,950	13,790	15,330
	入場料を 徴収する 場合	平日	3,810	8,030	10,080	11,940	18,110	20,270
		土・日曜 休日	4,320	9,780	12,240	14,400	22,020	24,180
リハーサル室	主ホール等の利用に 伴い利用する場合		1,960	1,960	1,960	3,810	3,810	5,870
	上記以外に利用する場合		2,880	2,880	2,880	5,970	5,970	8,750
練習室（1室につき）			930	930	930	1,870	1,870	2,990
野外音楽堂	入場料を 徴収しない 場合	平日	2,880	8,750	10,390	/		
		土・日曜 休日	3,500	10,700	12,550			
	入場料を 徴収する 場合	平日	4,740	14,200	16,670			
		土・日曜 休日	5,660	17,080	20,060			
附属施設	控室（1室につき）		1,550円					

備 考

- 1 利用時間には、準備及び後片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 主ホール又は野外音楽堂を利用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときの利用料金は、この表の規定にかかわらず、基本利用料金に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
  - (1) 舞台準備又は後片付けのために利用する場合 40パーセント
  - (2) 舞台練習のために利用する場合 50パーセント
- 3 この表に規定する時間の区分以外の時間において、施設を利用する場合の利用料金は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、(4)で後片付け又は舞台練習の場合においては2が適用される。
  - (1) 午前9時以前に舞台準備のために利用する場合  
1時間までごとにつき、午前9時から正午までの基本利用料金に20パーセントを乗じて得た額
  - (2) 正午から午後1時までの間に利用する場合  
午前9時から正午までの基本利用料金に20パーセントを乗じて得た額
  - (3) 午後5時から午後6時までの間に利用する場合  
午後1時から午後5時までの基本利用料金に20パーセントを乗じて得た額
  - (4) 午後10時から午前9時までの間に利用する場合  
1時間までごとにつき、午後6時から午後10時までの基本利用料金1時間当たりの額に150パーセントを乗じて100円未満を切り捨てた額
- 4 主ホール、小ホール又は野外音楽堂の利用者が、入場料を徴収しない場合であっても、会費その他の入場料に相当する金員を収受すると認められるときは、入場料を徴収するものとみなす。
- 5 利用者が音楽関連商品の宣伝、展示、販売等の商業行為を目的として利用する場合の利用料金は、この表の規定にかかわらず、基本利用料金及び備考3の規定により算定した額に200パーセントを乗じて得た額とする。
- 6 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。